相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市矢沢第二地割三一一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松田　勝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十四日

事務所岩手県花巻市花城町一二番六号　相続財産管理人　小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県伊具郡丸森町字大舘三丁目三四番地、最後の住所宮城県伊具郡丸森町字千刈場三〇番地　町営神明住宅第三六号　被相続人　亡　加藤　重明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十四日

事務所　宮城県柴田郡大河原町字小島二番地一　弁護士法人菅原・佐々木法律事務所　仙南支店　相続財産管理人　弁護士　菅原　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県白石市大鷹沢大町字砂押一九番地一五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　菅野　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十四日

事務所　宮城県柴田郡大河原町字小島二番地一　弁護士法人菅原・佐々木法律事務所　仙南支店　相続財産管理人　弁護士　菅原　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市泉区鶴が丘一丁目二四番地の四、最後の住所茨城県取手市台宿一丁目四番二一号　被相続人　亡　阿部　和憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十四日

事務所茨城県取手市白山一丁目四番二二号　サンライフさつき二〇二号室　相続財産管理人　弁護士　有川　保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八千代市大和田新田四五一番地二〇、最後の住所千葉県八千代市大和田新田四五一番地の二〇　被相続人　亡　齋藤　雅人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十四日

事務所千葉市中央区中央四丁目一二番一号　ＫＡ中央ビル五階　梨本・山本総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山本　好生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区上落合三丁目八四〇番地、最後の住所東京都三鷹市下連雀五丁目二番五号弘済園　被相続人　亡　上田　春子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十四日

事務所東京都杉並区荻窪四丁目三二番三号　ＡＫオギクボビル五階五〇一号室　相続財産管理人　弁護士　髙村　定憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県志木市幸町一丁目三四〇八番地、最後の住所東京都清瀬市旭が丘六丁目九四一番地五七　被相続人　亡　播磨　寛爾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十四日

東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階オオノ・キド法律事務所　相続財産管理人　弁護士　城戸　貴明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市元八王子町二丁目九一二番地、最後の住所東京都八王子市元八王子町一丁目四一九番地三　被相続人　亡　田口　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十四日

事務所東京都八王子市明神町二丁目二七番六号文秀ビル五階弁護士法人八王子ひまわり法律事務所　相続財産管理人　弁護士　古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市中央五丁目二四〇番地、最後の住所東京都豊島区池袋一丁目五番八号長汐病院　被相続人　亡　寺本　久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十四日

事務所東京都新宿区三栄町二三番一号ライラック三栄ビル三階わかばの風法律事務所　相続財産管理人　弁護士　森田　太三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区松島三丁目六〇一番地、最後の住所東京都多摩市桜ケ丘一丁目四九番地の一〇　被相続人　亡　中嶋　克明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十四日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千百五十万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年二月十四日

東京都港区六本木一丁目六番一号　ＳＢＩアーキクオリティ株式会社　代表取締役　小山　勝宣

第17期決算公告

平成29年2月14日

東京都港区六本木一丁目6番1号

ＳＢＩアーキクオリティ株式会社

代表取締役　小山　勝宣

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,308
	固定資産	8,298
	合計	24,607
負債及び純資産の部	流動負債	12,970
	株主資本	11,637
	資本金	131,500
	資本剰余金	311,800
	資本準備金	311,800
	利益剰余金	△431,662
	その他利益剰余金	△431,662
	（うち当期純損失）	(28,243)
	合計	24,607

残余財産分配に関する転居先不明等の投資主へのお知らせ（第三回）

当投資法人は、平成二十九年二月二十日以降に残余財産分配金を各投資主に支払う予定にしております。

残余財産分配金受取口座及び住所変更の届出をされていない投資主は、左記投資主名簿管理人宛至急ご連絡下さい。

なお、分配金受取辞退並びに転居先不明等の方の分配金は法務局へ供託することになります。

名簿管理人　有限会社二号ヴィークル

電話　〇三―六二〇六―〇四四三

平成二十九年二月十四日

東京都千代田区神田多町二―二―二二　ジェイ不動産証券投資法人　清算執行人　髙橋豊三郎